

豊橋市吹付けアスベスト対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則(平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、豊橋市吹付けアスベスト対策事業費補助金(以下「補助金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、豊橋市吹付けアスベスト対策事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、民間の既存建築物の壁、柱、天井等に露出して吹き付けられたアスベストの飛散による健康障害を予防し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (2) 対象建築物 次の要件を全て満たすものをいう。
 - ア 本市の区域内に存する住宅・建築物(国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。)
 - イ 分析調査にあたっては、特定行政庁が管理するアスベスト対策に係る建築物のデータベース(アスベスト調査台帳)に記載された住宅・建築物
- (3) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成25年7月30日付国土交通省告示第748号)第2条2項に規定する者をいう。(以下、調査者)
- (4) 分析調査 対象建築物の吹付け建材について行うアスベストの含有の有無を「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成18年8月21日付け基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通達)により示された方法で、調査者が自ら実施する分析調査をいう。
- (5) 除去等 実施計画の策定等を調査者が行うとともに、当該計画等に基づく現場体制に基づき実施される対象建築物の吹付けアスベスト等の除去、封じ込め、囲い込み又は吹付けアスベスト等が施工されている住宅・建築物の除却をいう

(補助の対象)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。ただし、国及び他の地方公共団体等が定めた補助制度等の対象となる者には補助金を交付しない。

- (1) 対象建築物の所有者であること。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
 - (3) 豊橋市税を滞納していない者。
- 2 補助金の交付を受けることができる事業は、前項第1号に定める所有者が実施する分析調査及び除去等で、当該年度内に事業が完了するものを対象とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。)とし、それぞれ同表右欄に掲げる額を上限とする。

区 分	補 助 金 の 額	上 限
分析調査	分析調査に要した経費の額	25万円
除去等	除去等に要した経費の額の3分の2	180万円

(交付の申請)

第6条 規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、豊橋市吹付けアスベスト対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)とする。

(交付の条件)

第7条 規則第6条に基づく交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の着手は、規則第5条第2項に定める補助金の交付決定通知後とすること。
- (2) 事業内容を記録すること。

(交付申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項に規定する期日は、当該補助金の交付決定通知を受けた日から起算して15日以内とする。

2 規則第7条第1項に規定する申請の取下げをする場合は、豊橋市吹付けアスベスト対策事業費補助金交付取下げ書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(計画の変更等)

第9条 申請者が、補助金の交付決定を受けた後、規則第8条第1項各号に規定する変更、中止又は廃止をしようとするときは、豊橋市吹付けアスベスト対策事業費補助事業計画変更等申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(事業完了報告)

第10条 申請者は、吹付けアスベスト対策事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の1月末日(ただし、末日が土、日及び祝日の場合は、翌日以後の最初の開庁日とする。)のいずれか早い日までに、規則第10条第1項に基づく実績報告として豊橋市吹付けアスベスト対策事業費補助事業実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 申請者は、規則第11条に基づく通知を受けた日から起算して10日以内又は同条に基づく通知を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、豊橋市吹付けアスベスト対策事業費補助金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(地位の承継)

第12条 申請者が死亡した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で分析調査又は除去等を行う意思があるときは、市長に届出をして地位を承継することができる。

- 2 申請者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で分析調査又は除去等を行う意思があるときは、市長に届出をして地位を承継することができる。
- 3 申請者は、前2項に定める場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
- 4 地位の承継を受けようとする者は、豊橋市吹付けアスベスト対策事業費補助事業承継届(様式第6号)に地位を承継する者であることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない

(委任)

第13条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。